

2020年6月改訂（第4版）

貯法 密封容器、室温保存

動物用医薬品

日本標準商品分類番号：8797114

承認指令書番号 26動薬第454号

販売開始 昭和56年8月

サルファ剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

ジメトキシン20%注「文永堂」

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、スルファジメトキシンを有効成分とした注射剤です。スルファジメトキシンは広範囲な抗菌作用を有し、肺炎菌、ブドウ球菌、赤痢菌をはじめ、コクシジウム、ロイコチトゾーン、トキソプラズマなどの原虫類にも優れた有効性を示すサルファ剤で、その作用機序はパラアミノ安息香酸（PABA）と拮抗することにより細菌の増殖を阻止します。

【成分及び分量】

本品 100mL 中

成分	分量
スルファジメトキシン	20g

【効能又は効果】

牛：細菌性腎盂腎炎、子宮内膜炎、コクシジウム病、乳房炎
馬：腺疫
豚：細菌性下痢症、トキソプラズマ病
犬：術後感染症の予防

【用法及び用量】

体重1kg 当たり初日には下記の量を、2日目以降はその半量を1日1回注射する。
牛：0.1～0.25mL（スルファジメトキシンとして20～50mg） 静脈内、筋肉内注射
馬：0.1～0.15mL（スルファジメトキシンとして20～30mg） 静脈内注射
豚：0.1～0.5mL（スルファジメトキシンとして20～100mg） 皮下、筋肉内注射
犬：0.1～0.5mL（スルファジメトキシンとして20～100mg） 静脈内、筋肉内注射

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛、馬、豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛：食用に供するために殺する前14日間
又は食用に供するために搾乳する前120時間
馬：食用に供するために殺する前7日間
豚：食用に供するために殺する前14日間

（裏面へ続く）

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤を分割投与する場合は、速やかに使用すること。
- ・変色が認められた場合には使用しないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・本剤は初生豚に注射するときは、副作用の発現に注意しながら注射すること。

(取扱い上の注意)

- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・寒冷時に大量に静脈投与する場合には、本剤を体温程度に温めること。

(専門的事項)

①重要な基本的注意

- ・静脈注射する場合に速度が速すぎると、まれに振せん又は嘔吐することがあるので、注射速度はできるだけ遅くすること。

②副作用

- ・本剤を馬に投与するとまれに食欲不振が現れることがある。
- ・本剤を犬に投与するとまれに嘔吐することがある。

【包装】

100mL × 5 本 / 箱

【有効期間】

3 年

【製品情報お問い合わせ先】

文永堂製薬株式会社 品質管理部
〒311-3405 茨城県小美玉市上合 1166 番地
TEL: 0299-52-1791 FAX: 0299-52-1529



製造販売元
文永堂製薬株式会社
茨城県小美玉市上合 1166 番地

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。